

資料 1

令和 5 年度

知多市国民健康保険事業報告

令和 5 年 度 知多市国民健康保険事業報告

目 次

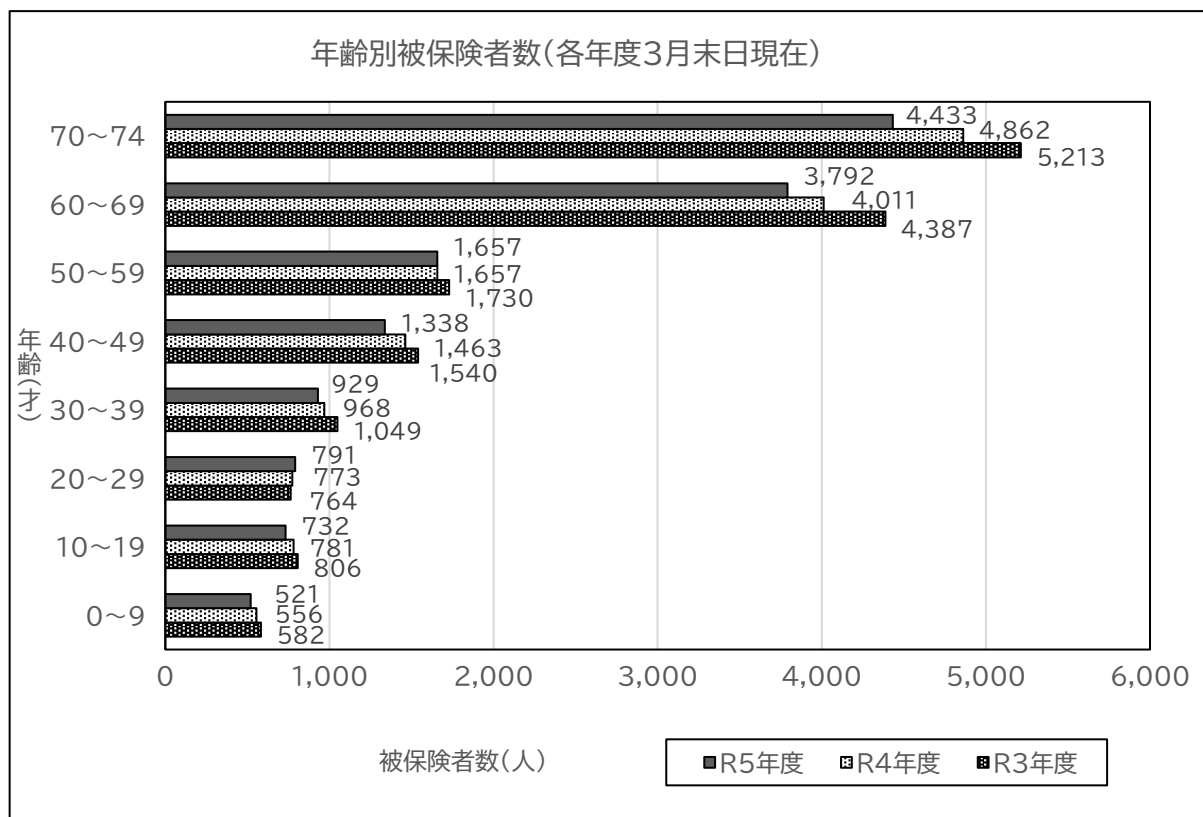
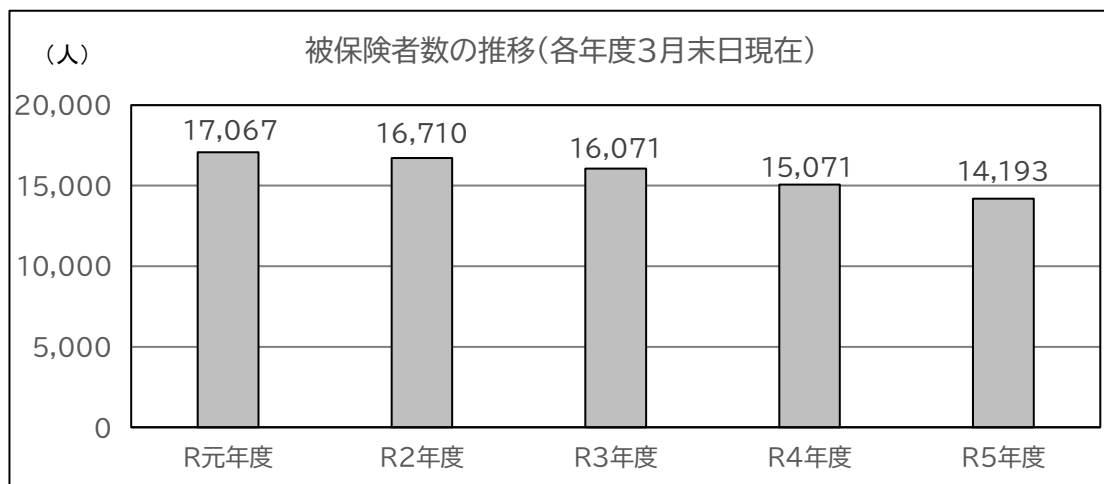
1	加入状況	1
	○グラフ	被保険者数の推移
	○グラフ	年齢別被保険者数
2	決算状況	2
	(1) 収入	
	(2) 支出	
	(3) 収支差引額	
	○グラフ	収入構成割合
	○グラフ	支出構成割合
3	国民健康保険税の状況	3
	(1) 国民健康保険税率等	
	(2) 収納状況（現年度分）	
	(3) 収納状況（滞納繰越分）	
	(4) 収納状況（合計）	
4	保険給付の状況	4
	(1) 総医療費	
	(2) その他の給付	
5	（参考資料 1）令和 4 年度実績 国民健康保険主要データ比較	5
	（参考資料 2）赤字削減・解消計画の実績について	6
	＜用語解説＞	別添

1 加入状況

(単位:世帯、人)

項目	年度等	令和5年度			令和4年度		
		年度末	年間平均		年度末	年間平均	
			(3~2月)	前年度比		(3~2月)	前年度比
世帯数		9,470	9,744	-5.3%	9,916	10,286	-3.6%
被保険者数		14,193	14,726	-6.6%	15,071	15,770	-5.0%
うち介護保険第2号被保険者数 ※1		4,175	4,305	-5.6%	4,354	4,560	-3.4%

※は、別添の用語解説参照。以降も同じ。



2 決算状況

(1) 収入

(単位:円)

項 目	年度等	令和5年度(見込み)		令和4年度	
		収 入 額	前年度比	収 入 額	前年度比
国民健康保険税		1,463,305,682	-6.2%	1,560,488,159	-1.6%
国庫支出金		164,000	50.5%	109,000	-98.1%
県支出金		5,147,220,178	0.4%	5,125,929,738	-2.5%
繰入金 ※2		845,905,239	19.1%	710,024,436	3.6%
うち法定外繰入金		368,548,000	62.5%	226,825,000	3.8%
うち決算補填等目的(赤字)		263,289,270	74.4%	150,981,971	1.3%
繰越金		90,616,829	-24.5%	120,041,029	-24.3%
その他		30,616,849	-15.5%	36,243,521	24.4%
合 計		7,577,828,777	0.3%	7,552,835,883	-2.2%

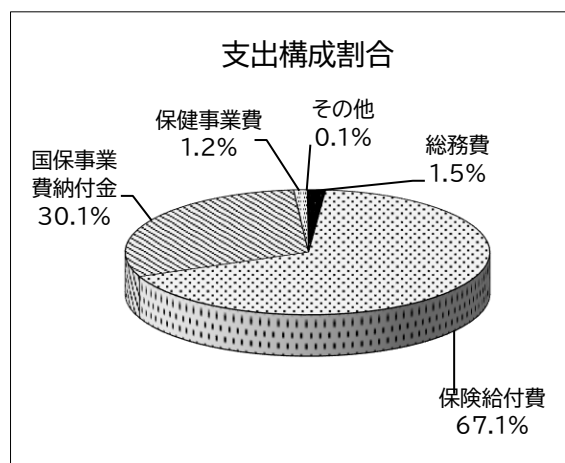
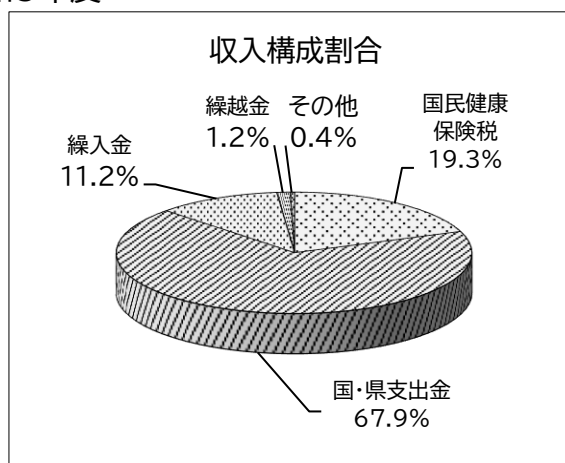
(2) 支出

項 目	年度等	令和5年度(見込み)		令和4年度	
		支 出 額	前年度比	支 出 額	前年度比
総 務 費		110,466,084	4.3%	105,947,094	4.0%
保険給付費		5,027,253,865	-0.2%	5,036,182,304	-2.9%
内 訳	療養諸費	4,388,560,153	-0.9%	4,428,275,224	-2.6%
	高額療養費 ※3	617,202,139	5.3%	585,999,154	-4.4%
	出産育児諸費	16,238,720	13.8%	14,273,660	-26.0%
	葬祭諸費	5,250,000	-2.8%	5,400,000	-15.6%
	傷病手当金	2,853	-99.9%	2,234,266	617.3%
国保事業費納付金 ※4		2,258,709,552	1.3%	2,230,485,306	0.1%
保健事業費		92,528,939	12.2%	82,447,950	-0.5%
その他		6,053,100	-15.4%	7,156,400	15.4%
合 計		7,495,011,540	0.4%	7,462,219,054	-1.9%

(3) 収支差引額

収支差引額	82,817,237	-8.6%	90,616,829	-24.5%
-------	------------	-------	------------	--------

令和5年度



3 国民健康保険税の状況

(1) 国民健康保険税率等

(単位:円)

年度・税率等 項 目	令和5年度			令和4年度		
	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額
	課税限度額			課税限度額		
医療給付費分 ※5	5.35%	24,000	20,400	5.35%	24,000	20,400
	650,000			650,000		
後期高齢者支援金 等分 ※6	2.30%	9,600	7,200	2.30%	9,600	7,200
	220,000			200,000		
介護納付金分 ※7	1.80%	10,800	7,200	1.80%	10,800	7,200
	170,000			170,000		

(2) 収納状況(現年度分)

項 目	令和5年度	前年度比	令和4年度	前年度比
調定額 ※8	1,457,129,600	-8.0%	1,583,811,100	-1.0%
収納額 ※9	1,382,217,624	-6.9%	1,483,975,883	-1.4%
不納欠損額 ※10	14,800	-94.1%	249,900	皆増
未収額 ※11	74,897,176	-24.8%	99,585,317	5.0%
収納率	94.86%	1.16ポイント	93.70%	-0.37ポイント
一世帯当たり調定額	149,541	-2.9%	153,977	2.6%
一人当たり調定額	98,949	-1.5%	100,432	4.2%

(3) 収納状況(滞納繰越分)

項 目	令和5年度	前年度比	令和4年度	前年度比
調定額	276,519,107	0.8%	274,286,258	-5.3%
収納額	81,088,058	6.0%	76,512,276	-5.3%
不納欠損額	20,871,241	14.4%	18,248,392	-27.7%
未収額	174,559,808	-2.8%	179,525,590	-2.2%
収納率	29.32%	1.42ポイント	27.90%	-0.01ポイント

(4) 収納状況(合計)

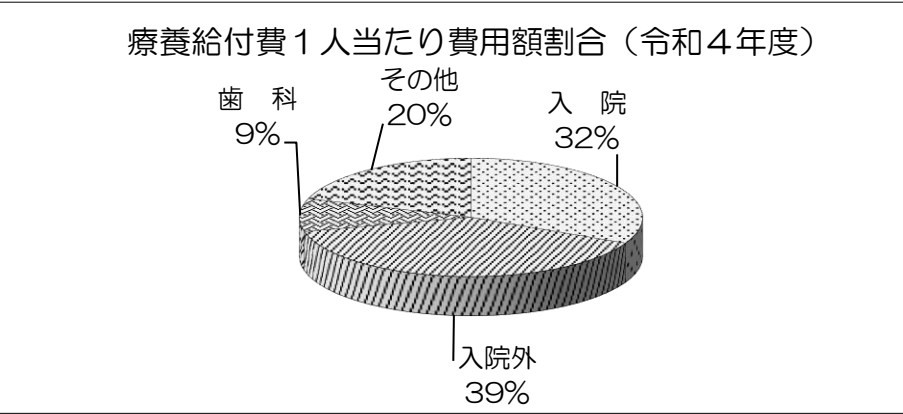
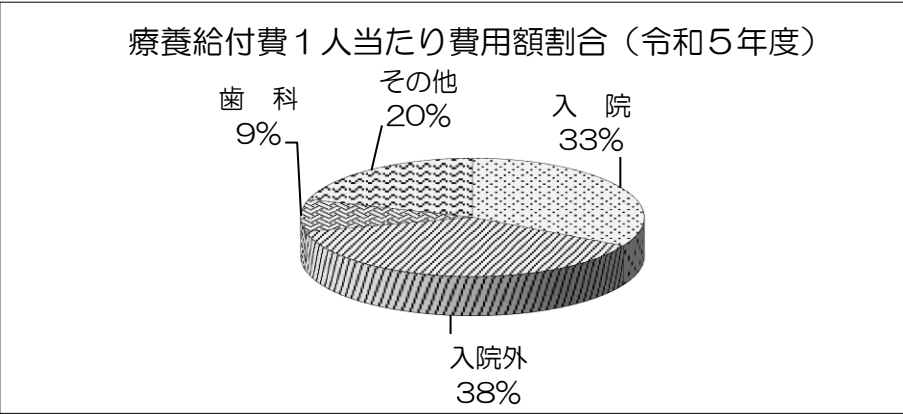
項 目	令和5年度	前年度比	令和4年度	前年度比
調定額	1,733,648,707	-6.7%	1,858,097,358	-1.7%
収納額	1,463,305,682	-6.2%	1,560,488,159	-1.6%
不納欠損額	20,886,041	12.9%	18,498,292	-26.7%
未収額	249,456,984	-10.6%	279,110,907	0.2%
収納率	84.41%	0.43ポイント	83.98%	0.05ポイント

4 保険給付の状況

(1) 総医療費 (単位:円、件、日)

年度等		区分		費用額		件数		日数		1人当たり費用額		1件当たり費用額		1人当たり件数		1日当たり費用額	
				前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比	
令和5年度	(内訳)	療養給付費 ※12		5,868,032,573	-1.0%	270,719	-2.9%	315,372	-3.4%	398,481	6.0%	21,676	2.0%	18.38	4.0%	18,607	2.5%
		診療費	入院	1,938,995,794	1.5%	2,887	-1.0%	41,124	5.0%	131,672	8.7%	671,630	2.6%	0.20	11.1%	47,150	-3.3%
			入院外	2,236,071,712	-3.1%	139,883	-3.6%	208,195	-4.9%	151,845	3.8%	15,985	0.5%	9.50	3.3%	10,740	1.8%
			歯科	517,573,110	-2.9%	40,287	-3.8%	58,349	-5.3%	35,147	4.0%	12,847	0.9%	2.74	3.4%	8,870	2.6%
			小計	4,692,640,616	-1.2%	183,057	-3.6%	307,668	-3.7%	318,664	5.8%	25,635	2.5%	12.43	3.2%	15,252	2.6%
		調剤		1,008,930,380	-1.2%	86,688	-1.6%	—	—	68,514	5.8%	11,639	0.3%	5.89	5.6%	—	—
		食事・生活療養		70,720,657	5.1%	(2,777)	0.5%	—	—	4,802	12.6%	25,467	4.6%	0.19	5.6%	—	—
		訪問看護		95,740,920	10.2%	974	10.4%	7,704	11.9%	6,501	18.0%	98,297	-0.2%	0.07	16.7%	12,427	-1.6%
		療養費 ※13		53,874,480	9.6%	5,814	-4.2%	—	—	3,658	17.4%	9,266	14.5%	0.39	0.0%	—	—
		合計		5,921,907,053	-0.9%	276,533	-2.9%	—	—	402,140	6.1%	21,415	2.1%	18.78	3.9%	—	—
令和4年度	(内訳)	療養給付費		5,926,020,783	-2.6%	278,854	-2.5%	326,491	-2.8%	375,778	2.6%	21,251	-0.1%	17.68	2.7%	18,151	0.2%
		診療費	入院	1,909,462,385	-5.3%	2,916	-6.1%	39,160	-7.5%	121,082	-0.2%	654,822	1.0%	0.18	-5.3%	48,761	2.4%
			入院外	2,308,027,791	-0.1%	145,132	-3.0%	218,837	-2.7%	146,356	5.2%	15,903	3.0%	9.20	2.1%	10,547	2.7%
			歯科	532,903,210	1.4%	41,868	-0.3%	61,612	-1.6%	33,792	6.8%	12,728	1.7%	2.65	4.7%	8,649	3.0%
			小計	4,750,393,386	-2.1%	189,916	-2.4%	319,609	-3.1%	301,230	3.1%	25,013	0.4%	12.04	2.6%	14,863	1.1%
		調剤		1,021,448,410	-5.9%	88,056	-2.7%	—	—	64,772	-0.9%	11,600	-3.3%	5.58	2.4%	—	—
		食事・生活療養		67,272,797	-8.4%	(2,762)	-5.5%	—	—	4,266	-3.5%	24,357	-3.0%	0.18	0.0%	—	—
		訪問看護		86,906,190	17.0%	882	12.5%	6,882	15.6%	5,511	23.2%	98,533	4.0%	0.06	20.0%	12,628	1.2%
		療養費		49,147,524	-13.2%	6,072	-8.4%	—	—	3,117	-8.6%	8,094	-5.3%	0.39	-2.5%	—	—
		合計		5,975,168,307	-2.7%	284,926	-2.6%	—	—	378,895	2.5%	20,971	-0.1%	18.07	2.6%	—	—

食事・生活療養は、「入院時食事療養費」及び「入院時生活療養費」のこと。件数の()は、入院件数の再掲



(2) その他の給付

年度等		区分		費用額		件数	
				前年度比		前年度比	
令和5年度		出産育児一時金		16,232,000	13.8%	34	0.0%
		葬祭費		5,250,000	-2.8%	105	-2.8%
		傷病手当金		2,853	-99.9%	1	-98.1%
		合計		21,484,853	-1.9%	140	-28.6%
令和4年度		出産育児一時金		14,267,360	-26.0%	34	-26.1%
		葬祭費		5,400,000	-15.6%	108	-15.6%
		傷病手当金		2,234,266	617.3%	54	575.0%
		合計		21,901,626	-15.7%	196	7.7%

(参考資料1) 令和4年度実績 国民健康保険主要データ比較

	県全体	知多市	東海市	大府市	半田市	常滑市	東浦町	阿久比町
総世帯数(世帯)	3,417,961	36,714	51,708	40,323	52,796	25,439	21,408	10,980
総人口(人)	7,527,176	83,646	113,572	92,892	117,484	58,472	50,233	28,346
国保世帯数(世帯)	875,772	9,919	11,485	8,845	13,380	6,544	5,523	3,032
総世帯に占める割合	25.6%	27.0%	22.2%	21.9%	25.3%	25.7%	25.8%	27.6%
国保被保険者数(人)	1,311,583	15,071	17,288	13,528	20,577	10,074	8,615	4,698
総人口に占める割合	17.4%	18.0%	15.2%	14.6%	17.5%	17.2%	17.2%	16.6%
一人当たり療養諸費費用額(円)	376,336	378,895	392,808	398,879	359,577	376,387	376,377	382,198
県内54市町村内順位	—	24位	11位	8位	45位	27位	28位	21位
一人当たり保険税調定額(円)	105,161	100,432	117,706	117,276	102,506	100,954	106,321	111,627
県内54市町村内順位	—	43位	5位	6位	34位	41位	20位	12位
保険税収納率(4年度 現年度分)	95.51%	93.69%	94.13%	98.64%	98.08%	96.15%	95.08%	97.76%
県内54市町村内順位	—	44位	39位	3位	5位	22位	33位	7位
保険税収納率(5年度 現年度分)速報	95.54%	94.86%	94.29%	98.57%	98.76%	96.22%	95.02%	95.73%

※ 本市を含む知多半島の5市、及び本市に隣接する町を比較。世帯数、人口、被保険者数は、年度末現在

※ 保険税収納率は、年報の収納率計算方法による。収納額から還付未済額を控除して計算しているため、3ページの収納率とは異なる場合がある。

(参考資料2) 赤字削減・解消計画の実績について

1 赤字の定義等

一般会計繰入金のうち、決算補填等目的の法定外一般会計繰入金が赤字に該当する。
平成28年度に赤字が生じた市町村のうち、平成30年度(予算ベース)までに赤字が解消されない市町村は赤字削減・解消計画を策定しなければならない。

2 平成30年度からの9か年計画(最終変更 令和5年9月) 赤字額 平成28年度決算ベース 264,530千円

赤字削減・解消のための基本方針
法定外繰入金のうち、決算補填等目的の額について、国民健康保険税の急激な変化がないように配慮しつつ解消に努めるものとする。

- (1) 段階的に国民健康保険税の税率改定を行う。
- (2) 国民健康保険税の収納対策を強化し、愛知県国民健康保険運営方針に示される収納率目標の達成を目指す。
- (3) 特定健診・特定保健指導の実施率向上、後発医薬品の利用率向上等により、医療費の適正化を進める。

【計画】 単位:千円

年度	H28	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	合計
削減額 (R5年度以降は 予定額)		176,782	-186,033	261,547	-136,866	-1,882	-101,241	83,449	135,914	32,860	264,530
赤字残額	264,530	87,748	273,781	12,234	149,100	150,982	252,223	168,774	32,860	0	0
				税率改定		税率改定		税率改定	税率改定	税率改定	

← この期間の計画書を県に提出済 →

の箇所は、見込額

*計算例
削減額＝前年度赤字残額－当年度赤字残額

【R5実績反映】 単位:千円

年度	H28	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	合計
削減額 (R6年度以降は 予定額)		176,782	-186,033	261,547	-136,866	-1,882	-112,307	83,449	135,914	32,860	253,464
赤字残額	264,530	87,748	273,781	12,234	149,100	150,982	263,289	179,840	43,926	11,066	11,066
				税率改定		税率改定		税率改定	税率改定	税率改定	

達成できなかった分は、R8年度までに削減する

を、赤字に該当する繰入金の決算額を反映

の箇所は、見込額

資料 1 別添（用語解説）

<用語解説>

1 介護保険第2号被保険者

介護保険法第9条第2号に定められた、40歳以上65歳未満の医療保険加入者をいう。介護保険第2号被保険者には、国保事業費納付金(介護納付金分)に充てるための介護納付金分保険税を賦課する。

2 繰入金

国民健康保険事業特別会計に市の一般会計から繰入れを行うもの。法定繰入と法定外繰入に分かれており、法定繰入については国と地方の財源調整の一環として、地方財政措置が講じられる。法定外繰入のうち、決算補填等目的の繰入については、赤字に分類され、削減・解消が求められている。

保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)

市町村は、一般会計から低所得者について条例の定めるところにより行う保険税の減額賦課の額を基礎として、国保特別会計に繰り入れなければならない。都道府県は市町村の繰入金の4分の3相当を負担する。

保険基盤安定繰入金(保険者支援分)

市町村は、一般会計から低所得者の数に応じて国民健康保険の財政状況その他の事情を勘案して政令の定めるところにより算定した額を国保特別会計に繰り入れなければならない。国及び都道府県は、それぞれ市町村の繰入金の2分の1相当分及び4分の1相当を負担する。

未就学児均等割保険税繰入金

未就学児に係る均等割額(基礎課税額分及び後期高齢者支援金等課税額分)について、公費が負担する5割に相当する額を繰り入れるもの。

職員給与費等繰入金

職員給与費や国民健康保険事務に要する経費のうち、補助金を除いた額を繰り入れるもの。

産前産後保険税繰入金

出産被保険者の出産予定日又は出産の日の属する月の前月(多胎妊娠の場合には、3か月前)から、出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額及び均等割額について、減額する額を繰り入れるもの。(令和5年度に新設)

出産育児一時金繰入金

出産育児一時金の支給額の3分の2に相当する額を繰り入れるもの。

財政安定化支援事業繰入金

国保財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するための繰入。高齢者数に着目して、年齢構成差による給付費の増高(*)の一定割合により算定された額を一般会計から繰入れることができる。

*増高: ^{ぞうすう}予算や費用などの金額が増えること。

その他一般会計繰入金

現行保険税の収入と補助金等で賄いきれない国保事業費について、一般会計から繰入れて補填するもの(法定外繰入)。国民健康保険税の負担緩和分が決算補填等目的の繰入(赤字)に該当する。

3 高額療養費

高額療養費は、被保険者が同一の月にそれぞれ一つの病院、診療所、薬局その他について受けた療養に係る自己負担額が高額療養費算定基準額(自己負担限度額)を超える場合に、その超える額を支給するもの。自己負担限度額は次のとおり

70 歳未満の方

所得区分	同一世帯の 国保加入者 全員の 旧ただし書 所得合計額	自己負担限度額	
		過去 12 か月3回目まで	4回目以降
ア	901 万円超	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%	140,100 円
イ	600 万円超 901 万円以下	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%	93,000 円
ウ	210 万円超 600 万円以下	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
エ	210 万円以下	57,600 円	44,400 円
オ	市民税 非課税世帯	35,400 円	24,600 円

注 旧ただし書所得 = 総所得金額等 - 基礎控除額

70 歳以上の方

所得区分		外 来 (個人ごと)	外 来 + 入 院(世帯ごと)	
			過去 12 か月 3 回目まで	4 回目以降
現役並み所得者	Ⅲ 690 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%		140,100 円
	Ⅱ 380 万円以上 690 万円未満	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%		93,000 円
	Ⅰ 145 万円以上 380 万円未満	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%		44,400 円
一般世帯		18,000 円 (年間上限) (144,000 円)	57,600 円	44,400 円
非課税世帯 市民税	低所得者 Ⅱ	8,000 円	24,600 円	
	低所得者 Ⅰ		15,000 円	

注1 現役並み所得者とは、同一世帯の 70～74 歳の国民健康保険被保険者について、市民税の課税標準額が 145 万円以上の者、かつ旧ただし書所得が 210 万円以上の者。ただし、同一世帯の 70～74 歳の国民健康保険被保険者の収入が 1 人の場合は 383 万円未満、2 人以上の場合は合計が 520 万円未満、また、同一世帯に国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方がいる場合は、被保険者と後期高齢者医療に加入した方の合計が 520 万円未満の場合は一般の区分を適用。

注2 一般世帯とは、現役並み所得者以外の市民税課税世帯。

注3 低所得者Ⅱとは、世帯主及び世帯員全員が市民税非課税である者(低所得者Ⅰ以外の者)

注4 低所得者Ⅰとは、世帯主及び世帯員全員が市民税非課税かつ各種所得等から必要経費・控除額(年金の所得は控除額を 80 万円として計算)を差し引いた所得が 0 円となる者。

注5 年間上限額は 8 月から翌年 7 月までの累計額に対して適用。

4 国保事業費納付金

平成 30 年度制度改革により国民健康保険の財政運営の主体となった都道府県に対して、都道府県内の市町村が納付する。医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分に分かれており、納付金額の算定は都道府県が行う。

都道府県は、保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金の推計をもとに、都道府県内の保険料収納必要総額を算出し、当該総額を市町村ごとの被保険者数及び所得水準で按分して市町村ごとの納付金額を決定する。医療給付費分については、按分した金額に市町村ごとの医療費水準を反映させて決定する。納付された納付金は、国などからの公

費とまとめて管理し、市町村に対して保険給付に必要な費用を交付する。

5 医療給付費分

国民健康保険事業費納付金のうち、主に医療給付費分の納付に要する費用に充てるための課税額。基礎課税額分ともいう。

6 後期高齢者支援金等分

国民健康保険事業費納付金のうち、75 歳以上を対象とする後期高齢者医療制度の医療費等に充てるための後期高齢者支援金等分の納付に要する費用に充てるための課税額。

7 介護納付金分

国民健康保険事業費納付金のうち、介護保険の費用に充てるための介護納付金分の納付に要する費用に充てるための課税額。40 歳以上 65 歳未満の介護保険第2号被保険者が課税対象。

8 調定額

地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合において、地方公共団体の長がその歳入の内容を調査して収入金額を決定する行為を調定といい、決定された額が調定額となる。国民健康保険税は、国民健康保険税条例に規定する税率等により算定した額となる。

9 収納額

調定額のうち納付書等により払い込まれて市の収入となった額をいう。

10 不納欠損額

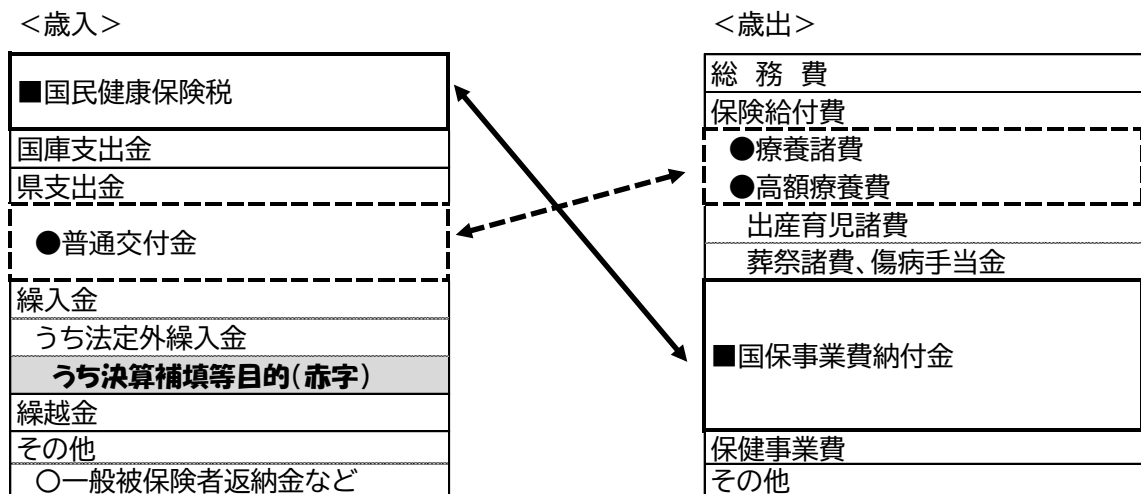
国民健康保険税の徴収権の消滅で、地方税法第 18 条第1項では法定納期限の翌日から起算して、5年間行使しないことによって、時効により消滅すると規定されている。また、同じく地方税法第 15 条の7では一定の要件に該当する場合には、第4項では3年、第5項では即時に消滅させることができると規定されている。

11 未収額

調定額から収納額、不納欠損額を控除した額で、これに還付未済額を足した額を滞納繰越分として翌年度に繰り越す。

(参考) 国民健康保険税と国保事業費納付金の関係

1 国民健康保険税の目的



2 国保事業費納付金



(1) 県全体の納付金総額

納付金算定基礎額 = 県全体の保険給付費(医療費)等 - 公費等

(2) 各市町村の納付金額

納付金算定基礎額を各市町村の被保険者数及び所得総額で按分し、医療費水準を反映

(3) 標準保険料率の算定

各市町村の納付金から、市町村に交付される公費を減算し、保健事業等の事業費等を加えた後に、標準的な収納率を加味し算定

※ ①について、11月に仮算定、1月に本算定結果が通知される。

12 療養給付費

国保における原則的な医療給付であり、医療機関等における診療、薬剤、処置・手術、居宅における療養上の管理、入院などの費用に対する給付で、現物給付として行われる。

(参考)診療報酬明細書(レセプト)

診療報酬明細書は、保険医療機関等が被保険者の診療を行ったときの医療費をその患者の所属する保険者に対して請求する診療報酬請求書に添付する書類である。診療報酬明細書は、患者ごとに毎月1枚作成し、各月に実際に行った診療内容と個々の診療行為に要した費用の額を記入するもので、診療内容の明細を示すために作成される。

13 療養費

国保における補完的な医療給付であり、コルセットなどの治療用装具、柔道整復師による施術、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術などの費用や、保険医療機関等がない地域で病気になった場合など保険者が療養の給付を行うことが困難であると認めるときに給付するもので、現金給付として行われる。

資料 2

ジェネリック医薬品の利用促進の状況

ジェネリック医薬品の利用促進の状況

(1) 差額通知送付対象

通知対象差額 200 円以上
通知対象年齢 30 歳以上
通知対象医薬品 全ての医薬品
公費該当分も通知対象に含める

(2) 差額通知送付実績

令和5年8月送付分

(内容)

対象月 令和5年6月調剤分
通知件数 395 件 (前年同期 275 件)
ジェネリック医薬品利用率(数量) 85.5% (前年同期 83.1%)

(効果)

保険者負担軽減額 令和5年7月～令和6年4月累計
1,908,442 円 (前年同期 899,530 円)

令和6年2月送付分

(内容)

対象月 令和5年12月調剤分
通知件数 330 件 (前年同期 482 件)
ジェネリック医薬品利用率(数量) 86.6% (前年同期 84.6%)

(効果)

保険者負担軽減額 令和6年1月～4月累計
169,562 円 (前年同期 693,769 円)

(3) ジェネリック医薬品利用率(数量)の推移

(単位 %)

年 度	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
平均利用率(数量)	78.1	81.1	82.7	83.7	84.8	86.5
目標値(80%以上)						